

「愛媛県生涯学習センター」及び  
「えひめ青少年ふれあいセンター」

## 指定管理者募集要項

平成25年5月

愛媛県教育委員会

## 目 次

1	指定管理者募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	3
4	指定期間	4
5	管理運営に要する経費	4
6	申請資格等	5
7	募集要項の配布、現地説明会等	7
8	参加意思表明書の提出	9
9	申請の手続	9
10	指定管理者の候補者の選定方法及び選定基準	11
11	指定管理者の指定及び協定の締結	12
12	業務開始前に管理の実施が困難になった場合 における措置に関する事項	13
13	指定期間満了前の取消し	14
14	その他	15
15	添付資料	15
16	問い合わせ先	15
別紙1	指定管理者募集スケジュール	16
別紙2	提出書類一覧	17

# 愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター指定管理者募集要項

## 1 指定管理者募集の目的

愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、愛媛県生涯学習センター（以下「学習センター」という。）及びえひめ青少年ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）に、民間の持つノウハウを活用し、県民サービスの向上とより効率的・効果的な運営を行うため、平成 21 年 4 月から指定管理者制度を導入していますが、平成 26 年 3 月末をもって現在の指定管理者による指定期間が終了します。

そこで、愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例（昭和 32 年愛媛県条例第 19 号）第 4 条の規定に基づき、平成 26 年 4 月以降の学習センター及びふれあいセンター（以下「両センター」という。）の管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を選定するため、この要項に定めるところにより、指定管理者を広く募集します。

## 2 施設の概要

### 【学習センターに係るもの】

(1) 名称

愛媛県生涯学習センター

(2) 開館年月日

平成 3 年 4 月 1 日

(3) 設置目的・機能

学習センターは、県民の生涯にわたる学習活動を促進し、及び援助するために必要な学習情報の提供、調査研究、指導者の養成、学習機会の提供等の各種事業の実施及び施設の提供を行う施設として設置しました。

(4) 所在地

松山市上野町甲 6 5 0 番地

(5) 施設規模

ア 敷地面積

建物敷地（愛媛県総合教育センター及びふれあいセンターの敷地を含む。）

21,950.66㎡

グラウンド・駐車場敷地 23,268.80㎡

イ 建築面積 5,377㎡

ウ 延床面積 12,845㎡

(6) 構造

鉄筋鉄骨コンクリート造（地上 4 階、地下 1 階）

(7) 施設内容（主要施設）

県民小劇場（505 席）、レッスン室（2 室）、パソコン演習室（21 台）、研修室

(6室)、図書室(349 m<sup>2</sup>)、アトリウム(584 m<sup>2</sup>)、愛媛人物博物館展示室(6室)

(8) 駐車台数

約400台(本館1階:講師用駐車場12台、身体障害者用駐車場2台、屋外駐車場:高齢者用駐車場10台、第一駐車場100台、第二駐車場122台、第三駐車場65台、第四駐車場60台、その他グラウンドにも駐車可)

(9) 事業実績等

学習センターの運営体制、事業実績等については、添付資料の「愛媛県生涯学習センター実績概要」を参照してください。

(10) 施設概要等

施設等の概要については、学習センターのホームページ(<http://www.i-manabi.jp/>)及び添付資料の「愛媛県生涯学習センター施設等概要」を参照してください。

【ふれあいセンターに係るもの】

(1) 名称

えひめ青少年ふれあいセンター

(2) 開所年月日

昭和57年4月1日

(3) 設置目的・機能

共同生活を通じ心身ともに健全な青少年を育成し、家族、青少年等の触れ合いを図り、及び県民の生涯にわたる学習活動を支援するために必要な青少年の研修の実施並びに家族、青少年等の交流の機会及び県民の生涯にわたる学習活動の場の提供を行う施設として設置しました。

(4) 所在地

松山市上野町甲650番地

(5) 施設規模

ア 敷地面積(愛媛県総合教育センター及び学習センターの敷地含む。)

21,950.66m<sup>2</sup>

イ 建築面積 2,778.18m<sup>2</sup>

(管理研修棟532.98m<sup>2</sup>、宿泊棟809.28m<sup>2</sup>、体育館1,236.00m<sup>2</sup>、機械室199.92m<sup>2</sup>)

ウ 延床面積 5,650.10m<sup>2</sup>

(管理研修棟1,542.26m<sup>2</sup>、宿泊棟2,671.92m<sup>2</sup>、体育館1,236.00m<sup>2</sup>、機械室199.92m<sup>2</sup>)

(6) 構造

ア 管理研修棟 鉄筋コンクリート造(地上3階)

イ 宿泊棟 鉄筋コンクリート造(地上4階)

ウ 体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造(地上1階)

エ 機械室 鉄筋コンクリート造(地上1階)

(7) 施設内容(主要施設)

ア 管理研修棟

研修打ち合せ室(14人)、オリエンテーション室(90人)、音楽芸能室(90人)、研修室1(36人)、研修室2(36人)、研修室3(24人)、図書室(24人)、集会室(120人)、創作活動室(18人)、講師控室(5人)、作法室(18人)

- イ 体育館 (30m×28m)
- ウ 宿泊棟  
宿泊室 (定員 250 人、和室 7 部屋、洋室 41 部屋)、浴室 (大浴場 20 人程度、小浴場 15 人程度)、食堂 (168 人)、ロビー・談話室 (各階)

(8) 駐車台数

12 台駐車可能 (その他学習センターの駐車場も利用可)

(9) 事業実績等

ふれあいセンターの運営体制、事業実績等については、添付資料の「えひめ青少年ふれあいセンター実績概要」を参照してください。

(10) 施設概要等

施設等の概要については、ふれあいセンターのホームページ (<http://www.i-fureai.jp/>) 及び添付資料の「えひめ青少年ふれあいセンター施設等概要」を参照してください。

### 3 指定管理者が行う業務

両センターについて、一体的管理を行う指定管理者を募集します。

(1) 指定管理者が行う業務

**【学習センターに係るもの】**

- ア 学習センターの事業の実施に関する業務 (学習情報の収集及び提供、生涯学習に関する学習機会の提供等)
- イ 学習センターの利用の許可に関する業務
- ウ 学習センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- エ 学習センターの利用の促進に関する業務
- オ 学習センターの施設、附属設備及び備品 (以下「施設等」という。) の維持管理に関する業務
- カ その他教育委員会が定める業務
- キ 学習センターの資料の特別利用に係る料金 (以下「特別利用料」という。) の収納事務に関する業務

**【ふれあいセンターに係るもの】**

- ア ふれあいセンターの事業の実施に関する業務 (青少年の団体宿泊訓練、体験活動の機会の提供等)
- イ ふれあいセンターの利用の許可に関する業務
- ウ ふれあいセンターの利用に係る料金の収受に関する業務
- エ ふれあいセンターの利用の促進に関する業務
- オ ふれあいセンターの施設等の維持管理に関する業務
- カ その他教育委員会が定める業務

(2) 管理の基準

- ア 開館 (所) 時間、休館 (所) 日及び利用の許可等  
愛媛県生涯学習センター管理条例 (平成 20 年愛媛県条例第 25 号。以下「学習セ

ンター管理条例」という。)及びえひめ青少年ふれあいセンター管理条例(平成20年愛媛県条例第29号。以下「ふれあいセンター管理条例」という。)の規定のとおりとします。

イ 個人情報の保護

指定管理者には、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第14条の規定により、個人情報の適正な取扱いについての義務が課せられます。

ウ 情報の公開

指定管理者には、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第36条の規定により、情報公開に関する努力義務が課せられます。

エ 行政手続条例の適用

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可等の処分には、愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)が適用されます。

オ その他

上記のほか、指定管理者は、両センターの管理運営を行うに当たり、関係法令を遵守する必要があります。

(3) 留意事項

ア 業務の内容の詳細は、添付資料の「愛媛県生涯学習センター指定管理者業務仕様書」及び「えひめ青少年ふれあいセンター指定管理者業務仕様書」を参照してください。

イ 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。業務の一部については、専門の事業者へ委託することができます。

ウ 学習センターにおける特別利用料の収納事務に関する業務については、指定管理についての協定とは別に委託契約を締結する予定です。

エ 両センターの物品販売事業及び学習センターの飲食物提供事業については、指定管理者として必ず実施しなければならない業務には含みませんが、教育委員会から行政財産の目的外使用許可を受けて、実施することができます。

オ 学習センターには、教育委員会の職員が駐在し、施設の一部を当該職員の事務室(本館2階)とします。また、学習センターで運営する愛媛人物博物館の学芸業務は駐在職員が担当するため、指定管理者は、駐在職員の指導及び助言に基づいて、同博物館の管理運営を行ってください。

## 4 指定期間

指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間で予定しています。ただし、この期間は、愛媛県議会での議決により確定することとなりますので留意してください。

## 5 管理運営に要する経費

両センターは、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用します。指定管理者は、施設を利用する者が支払う両センターの利用に係る料金(以下「利用

料金」という。)、愛媛県が指定管理者に支払う経費(以下「委託料」という。)及び利用者へのサービス向上等のために指定管理者が実施する自主事業による収入(以下「自主事業収入」という。)をもって、管理運営業務を行うものとします。

#### (1) 利用料金

利用料金の額は、学習センター管理条例第12条及びふれあいセンター管理条例第11条の規定に基づき、あらかじめ教育委員会の承認を受けた上で、指定管理者が定めることとなります。

#### (2) 委託料

委託料の額は、両施設合わせて毎年度161,787千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とし、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めま

す。  
なお、原則として、増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は注意してください。

#### (3) 自主事業収入

自主事業収入は、指定管理者に帰属するものとします。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ教育委員会と協議し、必要な許可を得ておく必要があります。(指定管理者から事業計画書において提案された自主事業の実施については、協定締結の際に改めて協議するものとします。)

#### (4) 委託料の支払方法

委託料の支払時期については、原則として四半期ごとの前金払いとなります。

なお、経理は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに区分してください。

#### (5) 積算に当たっての留意事項

今後、電気料金の値上げや消費税の増税による必要経費等の増加が予想されるところでありますが、現時点では、不確定要素が大きいため、これらを加味した募集要項、業務仕様書とはなっておりません。

申請に当たっては募集時点における積算等に基づいて、計画等を作成・提出していただくようお願いします。これら法制度や社会情勢の変化に伴う委託料の増額等につきましては、別途、協議・検討するものとします。

## 6 申請資格等

### (1) 申請資格

指定管理者の指定を申請することができるものは、指定期間中、適切に両センターの管理運営を行うことができる、愛媛県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のいずれにも該当しないものとします。

また、申請に当たっては、あらかじめ参加意思表明書を提出しておく必要があります。(「8 参加意思表明書の提出」を参照)

なお、法人等の組織の形態(株式会社、任意団体等)は問いませんが、個人での申請はできません。

- ア 愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 131 条第 1 項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく更生手続、再生手続又は破産手続をしている法人等
- ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- エ 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等
- オ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制下にある法人等
- ケ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
  - (ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
  - (イ) 成年被後見人又は被保佐人
  - (ロ) 破産者で復権を得ない者
  - (ハ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - (ニ) 暴力団対策法（第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - (ホ) 暴力団員等
  - (ヘ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第 2 条に規定する排除措置の対象となる者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

- ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる団体（以下「代表団体」という。）を選定してください。代表団体は、愛媛県内に主たる事務所を置き、又は置

こうとする法人その他の団体で、コンソーシアムにおける責任割合が最大であることが必要です。

イ 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めません。ただし、特別な事情により、教育委員会がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとします。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシアム）の構成員となることはできません。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできません。

エ 当該コンソーシアムのすべての構成員が(1)のアからクまでの欠格事項のいずれにも該当しない者であることが必要です。

### (3) 新設法人等の扱い

両センターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとします。ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出していただく必要があります。

## 7 募集要項の配布、現地説明会等

### (1) 募集要項の配布

ア 配布期間	平成25年5月14日（火）から6月12日（水）までの執務時間中
イ 配布時間	午前8時30分から午後5時15分まで
ウ 配布場所	愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課
エ 郵送を希望する場合	郵送を希望する場合は、390円分の切手をはったあて先明記の返信用定形外封筒（角型2号A4判用）を同封の上、配布場所あてに請求してください。（6月12日（水）必着）
オ その他	募集要項等については、愛媛県のホームページからも取り込むことができます。 <a href="http://www.pref.ehime.jp">http://www.pref.ehime.jp</a>

### (2) 現地説明会

ア 日 時	平成25年5月31日（金）午後1時30分から午後5時まで
イ 場 所	愛媛県生涯学習センター 本館3階 第4、5研修室
ウ 内 容	①募集要項及び業務仕様書の説明（募集要項及び業務仕様書を持参してください。） ②施設見学
エ 申込方法等	平成25年5月30日（木）の執務時間中までに、別添の現地説明会参加申込書（様式6）を電子メール又はファクシミリで愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課（「16 問合わせ先」参照）へ提出してください。



イ 受付方法	別添の質問票（様式8）を電子メール又はファクシミリで愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課（「16 問合わせ先」参照）まで提出してください。 なお、電話、来訪など口頭による質問は受けません。
ウ 質問に対する回答	質問事項に対する回答は、5月31日（金）の現地説明会で行うほか、6月12日（水）までホームページに掲載します。 なお、6月12日（水）から6月17日（月）までに受け付けたものは、参加意思表明書を提出したすべての法人等（コンソーシアムの場合は、代表団体）に対し、ファクシミリ又は電子メールにより随時回答を送付します。（最終回答は6月20日（木）までに行います。）

## 8 参加意思表明書の提出

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、「参加意思表明書」（様式7）の提出が必要となります。（参加意思表明書の提出があった法人等のみに、本申請の資格があります。）

なお、特段の事情がない限り、参加意思表明書を出した者は、所定の期日までに本申請を行う必要があります。

ア 提出期間	平成25年5月14日（火）から6月12日（水）までの執務時間中。 なお、郵送の場合は、6月12日（水）午後5時15分までの必着とします。
イ 提出方法	持参又は郵送により、愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課（「16 問合わせ先」参照）へ提出してください。（ファクシミリ及び電子メールによる提出はできません。） なお、郵送の場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより送付してください。
ウ 留意事項	①複数の法人等が共同で提出する場合の取扱いについては、「6(2) 複数の団体での共同申請」に準じます。 ②新たに法人等を設立する場合の取扱いについては、「6(3) 新法人等の扱い」に準じます。 ③参加意思表明書の提出があった法人等の名称等については、公表する場合があります。

## 9 申請の手続

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次により申請に必要な書類（以下、「申請書類」という。）を提出してください。なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙2）を参照してください。

## (1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 両センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- ウ 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- エ 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- オ 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
- カ 申請者の概要を記載した書類
- キ 役員名簿
- ク 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- ケ 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- コ 印鑑証明書
- サ 提出書類のうち該当のないものについての申立書

## (2) 提出部数

正本1部、副本15部（副本は複写可）とします。

なお、提出書類のウについては、電子データ（ワード又はエクセル）でも提出してください。

## (3) 提出期間

平成25年6月20日（木）から7月1日（月）まで（必着）

※ただし、持参の場合は、7月1日（月）午後5時15分まで

## (4) 提出方法

持参又は郵送により、愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課（「16 問合わせ先」参照）へ提出してください。

なお、郵送の場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより送付してください。

## (5) 提出書類の著作権、情報公開

ア 申請者が提出した書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 申請のあった法人等の名称等は、公表します。

ウ 申請書類は、愛媛県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

エ 提出された申請書類は、当該施設の指定管理者の選定以外の目的には使用しません。

オ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

## (6) 申請に当たっての留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。ただし、教育委員会から、書類の不足・不備の補充、内容不明な点の回答のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。

イ 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 申請は、1申請者につき1回のみとします。また、複数の提案を提出することはできません。

エ 愛媛県立博物館設置条例、管理条例、愛媛県個人情報保護条例その他博物館の管理運営に関し遵守すべき関係法令を承知の上で申請してください。

オ 申請書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式9）を提出してください。

#### (7) その他

参加意思表明書を提出した法人等が1団体のみであった場合には、申請書類の一部を省略する場合があります。

なお、その場合には、当該法人等へ別途通知します。

## 10 指定管理者の候補者の選定方法及び選定基準

### (1) 選定方法

指定管理者の候補者は、愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例第4条第3項の規定により、教育委員会が選定します。

なお、選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する「愛媛県生涯学習センター一等指定管理者候補予定者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）を設置し、選定審査会が書面審査及び面接審査（提案内容におけるプレゼンテーションやヒアリング）により審査（申請者の順位付け）を行い、その結果を教育委員会へ報告するものとなります。

選定基準	審査項目	配点
1 施設の管理を適正かつ確実に行うことができると認められること	A 施設の運営	15
	B 運営（経費）の効率化	15
	C 法人等の実績及び能力	15
	D 安全管理及び個人情報保護	10
2 施設の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができることと認められること	A 利用の促進	30
	B 自主事業の目的・内容	15

### (3) 選定対象からの除外

申請者が次の事項のいずれかに該当する場合、選定対象から除外します。

なお、コンソーシアムの場合、その構成員のいずれかが次の事項のいずれかに該当したときは、選定対象から除外します。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- オ 選定審査会委員に個別に接触した場合
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- キ 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

- ク 社会的信用を損なう行為等により、申請者を指定管理者の候補者とすることがふさわしくないと認められる場合
- ケ その他不正な行為があった場合

#### (4) 選定結果の通知及び公表

指定管理者の候補者の選定結果は、すべての申請者に対して書面で通知した後、愛媛県のホームページ等で公表します。

また、選定結果の公表に併せて、選定審査会での議論の過程や選定理由等についても公表することがあります。

#### (5) 留意事項

ア 面接審査の日時、場所については、申請者に対して書面で通知します。

なお、審査会において、書面審査のみで審査が可能と判断した場合には、面接審査を省略する場合があります。

イ 申請者が1団体のみであった場合には、点数評価によらず、当該申請者が指定管理者の候補者として適当かどうか総合的に判断する必要があるほか、審査会による審査自体を省略する場合があります。

## 11 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定及び指定期間の決定には、県議会の議決が必要です。「10 指定管理者の候補者の選定方法及び選定基準」により選定した候補者を指定管理者に指定する議案を愛媛県議会に上程し、議決されれば、教育委員会が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

### (2) 協定の締結

教育委員会と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等において申請時に提出した事業計画並びに書類審査及び面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。なお、協定は、「基本協定」と「年度別協定」を締結することになります。

#### ア 基本協定

基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

#### イ 年度別協定

年度別協定は、年度ごとの業務に係る事項を定める協定です。

### (3) 協定の主な内容

#### ア 基本協定

- (ア) 業務に関する基本的な事項
- (イ) 利用料金に関する事項
- (ウ) 愛媛県が支払う委託料に関する基本的な事項
- (エ) 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (オ) 事業報告・業務報告に関する事項
- (カ) 指定管理業務の引継ぎに関する事項
- (キ) 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項

- (ク) 指定期間に関する事項
- (ケ) リスクの管理・責任分担に関する事項
- (コ) その他

イ 年度別協定

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) 当該年度の委託料に関する事項
- (ウ) その他

(4) その他

ア 指定管理者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアムを指定することとします。ただし、協定はコンソーシアムの全構成員と締結します。

イ 協定は、行政処分である指定に際しての条件であり、契約とは異なります。また、協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定の改定をすることができることとします。

ウ 協定締結後、指定管理者は、平成 26 年 4 月 1 日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めてください。

## 12 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、指定管理者等がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当した場合に、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すとともに、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができない場合に、同様に取り消すこととします。

おって、指定管理者等が取消しとなった場合は、「10 指定管理者の候補者の選定方法及び選定基準」において次点となった者を候補者として選定することとします。

- (1) 愛媛県議会において指定に係る議案が否決された場合
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散した場合又は資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実にないと認められる場合
- (3) 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者等とすることがふさわしくないと認められる場合
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- (5) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (6) この要項に定める申請資格を失った場合、又は申請資格がないことが判明した場合
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

## 13 指定期間満了前の取消し

#### (1) 教育委員会による指定の取消し

教育委員会は、次のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

ア 指定管理者が業務に際し不正行為を行った場合

イ 指定管理者が教育委員会に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合

ウ 指定管理者が協定内容を遂行せず、又はこれらに違反した場合

エ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があった場合

オ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当する場合（指定管理者がコンソーシアムの場合にあっては、代表団体が次の事項のいずれかに該当したとき、又は構成員が次の事項のいずれかに該当し、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができないとき）

(ア) この要項に定める申請資格を失った場合、又は申請資格がないことが判明した場合

(イ) 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実でないと認められる場合

カ 社会的信用を損なう行為等により、当該法人等を指定管理者とすることがふさわしくないと認められるとき。

キ その他教育委員会が必要と認めるとき。

#### (2) 指定管理者による指定の取消しの申出

指定管理者は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、教育委員会に対し指定期間満了前に指定の取消しを申し出ることができます。この場合、教育委員会は、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとします。

ア 教育委員会が協定内容を履行せず、又はこれに違反した場合

イ 教育委員会の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被った場合

ウ その他指定管理者が必要と認めるとき。

#### (3) 業務の継続が困難となった場合の措置等

教育委員会又は指定管理者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、教育委員会は、指定の取消しを行うものとします。

ア 不可抗力その他教育委員会及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となったとき。

イ 県が当該施設を廃止又は休止するとき。

ウ その他教育委員会又は指定管理者が必要と認めるとき。

#### (4) 指定期間満了前の取消し時の措置に関する事項

ア 指定管理者の責めに帰すべき理由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、県において生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

イ 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その理由のいか

んを問わず、次期管理者が円滑かつ支障なく、両センターの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

## 14 その他

### (1) 申請等に係る経費

指定管理者の申請（現地説明会への参加、参加意思表明書の提出等の行為を含む。）から業務の引継ぎを行うまでの期間（平成26年3月31日まで）に要する経費は、申請者又は指定管理者等が負担することとします。

### (2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

教育委員会と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

## 15 添付資料

- 資料1 愛媛県生涯学習センター指定管理者業務仕様書
- 資料2 愛媛県生涯学習センター施設等概要
- 資料3 愛媛県生涯学習センター実績概要
- 資料4 えひめ青少年ふれあいセンター指定管理者業務仕様書
- 資料5 えひめ青少年ふれあいセンター施設等概要
- 資料6 えひめ青少年ふれあいセンター実績概要

## 16 問い合わせ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第1別館11階

愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課

生涯学習推進係

電話 089-912-2931

ファクシミリ 089-912-2929

電子メール shougaigaku@pref.ehime.jp

### (7-(3)-オ 資料閲覧関係)

〒791-1136

松山市上野町甲650番地

愛媛県生涯学習センター

電話 089-963-2111

ファクシミリ 089-963-4526

電子メール top@i-manabi.jp

## 別紙 1

## 指定管理者募集スケジュール

平成25年5月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項の配布開始</li> <li>・資料の閲覧開始</li> <li>・質問受付開始(様式8)</li> </ul>
平成25年5月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地説明会参加申込締切(様式7)</li> </ul>
平成25年5月31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地説明会 午後1時30分から午後5時まで 愛媛県生涯学習センター 本館3階 第4、5研修室 ※質問事項に対する回答</li> </ul>
平成25年6月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問受付締切 午後5時15分まで</li> </ul>
平成25年6月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加意思表明書の提出締切 午後5時15分まで</li> <li>・募集要項の配付終了</li> <li>・質問回答のホームページ掲示期限</li> </ul>
平成25年6月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問受付締切(参加表明者回答分) 午後5時15分まで</li> </ul>
平成25年6月20日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の受付開始</li> <li>・質問最終回答期限(参加表明者回答分)</li> </ul>
平成25年7月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付締切 持参の場合、午後5時15分まで</li> </ul>
平成25年7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次審査(書類審査)</li> </ul>
平成25年7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次審査(面接審査)</li> </ul>
平成25年8月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者候補者の決定</li> <li>・指定管理者候補者の決定通知及び公表</li> </ul>
平成25年9月県議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の指定の議決</li> </ul>
平成25年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>(県議会において議決された場合)</li> <li>・基本協定の締結</li> </ul>
平成25年10月～平成26年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の準備</li> <li>・教育委員会からの引継ぎ</li> <li>・年度別協定の締結(3月)</li> </ul>
平成26年4月1日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者による管理運営の開始</li> </ul>

## 提出書類一覧

	書類名	備考
ア	指定管理者指定申請書	・ 様式1
イ	両センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書	・ 両センターの管理運営に関する事業計画書(様式2) ・ 両センターの管理運営に関する収支計画書(様式3)
ウ	定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書	・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
エ	申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類	・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類 ・ 損益計算書又はこれに相当する書類については、前三事業年度分 ・ 申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
オ	申請書を提出する日の属する事業年度における団体の事業計画書及び収支予算書	・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
カ	申請者の概要を記載した書類	・ 組織及び運営に関する次の事項を記載した書類(様式任意、A4判2枚以内) 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、業務内容、主たる事業の実績
キ	役員名簿	・ 申請書の提出日現在におけるもの
ク	愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書	・ 地方局長が発行する愛媛県税に未納がない旨の証明書(様式4) ・ 提出日において発行の日から1箇月以内のもの
ケ	法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書	・ 税務署長が発行する未納の税額がないことの証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の3)) ・ 提出日において発行の日から1箇月以内のもの
コ	印鑑証明書	
サ	提出書類のうち該当のないものについての申立書	・ 様式5 ・ 提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出

注 コンソーシアムによる申請の場合は、ウからサまでの書類については構成員ごとに提出してください。